



## 区画整理だより



発行: 仙台市 都市整備局 市街地整備部 蒲生北部整備課

令和4年2月4日

<https://www.city.sendai.jp/gamo-kikaku/kurashi/machi/kaihatsu/tochikukaku/gamohokubu.html>

## ご挨拶

日頃より、蒲生北部整備事業にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。ごぞいます。

穏やかな新年を迎えることができましたのも束の間で、新型コロナウイルス感染症の急拡大により不安な日々が続いているなか、皆様におかれましては、いかがお過ごしでしょうか。

これまで換地処分の公告後における清算金の徴収・交付などの重要な手続きの内容やスケジュール等について、お知らせしており、引き続き清算金の手続きを中心にお知らせいたします。

なお、この「区画整理だより」によるお知らせについては、事業完了に伴い終わりを迎えることとなりますが、最後まで、皆さまにとって大切な情報をお伝えしてまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

## 今回の「区画整理だより」は以下の内容について、お知らせいたします。

- ◆ 「保留地の販売終了等」について【報告・再掲載】
- ◆ 「換地処分公告後の手続き【換地】」について【重要・再掲載】
- ◆ 清算金確定通知書の送付」等について【重要・再掲載】
- ◆ 交付清算金に係る手続きと供託等について【重要・再掲載】
- ◆ 蒲生北部土地区画整理事業の完了を迎えるにあたって【新規】

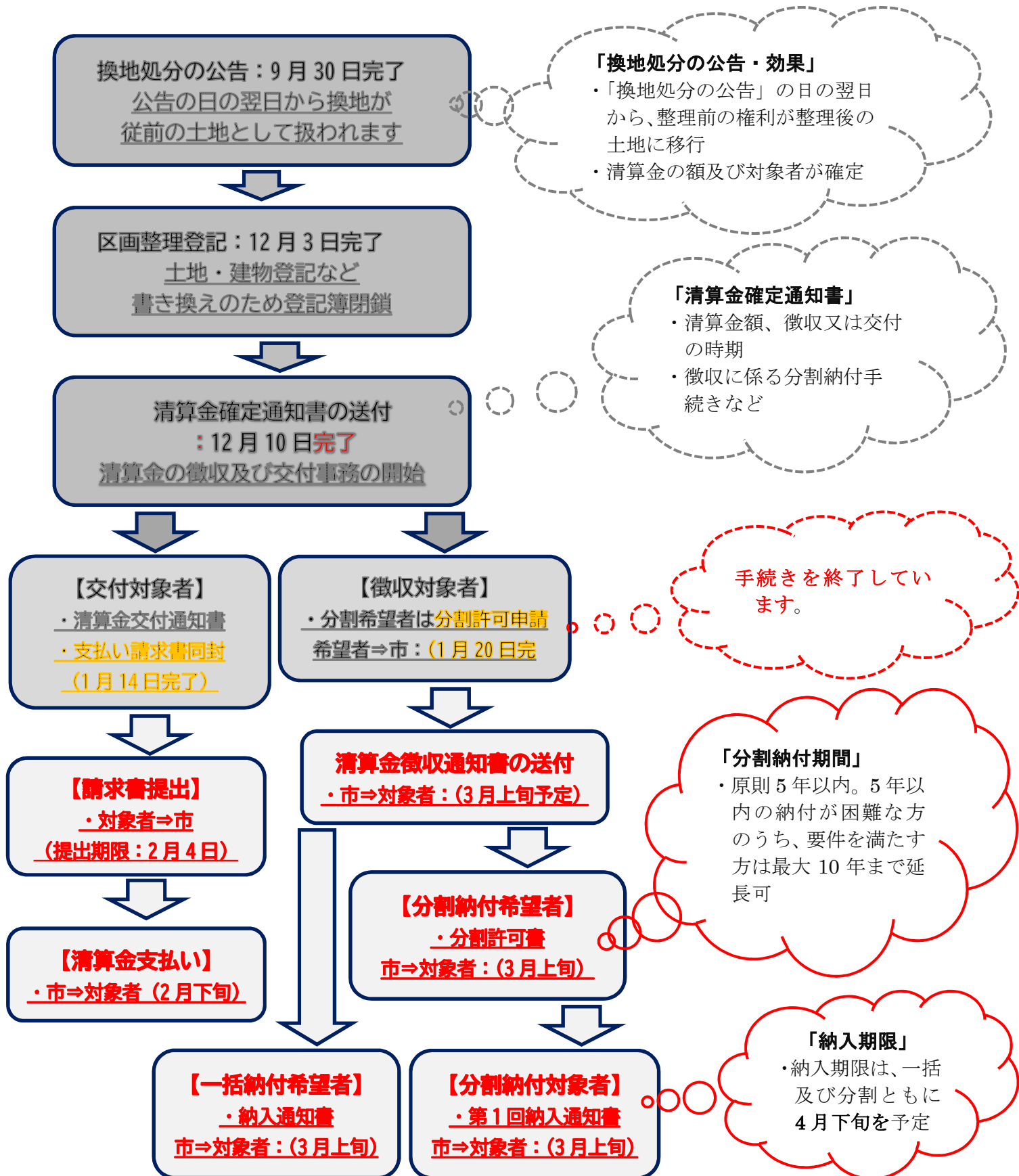
## ◆保留地の販売終了等について【報告・再掲載】

## ○保留地の販売終了等について

- ・これまで保留地の販売は当課で行ってきましたが、本事業の完了に伴い、令和4年2月28日をもって「保留地買受申請書」の受付を終了します。
- ・1月末時点で7区画が残っており、4月以降に購入を希望される方は、都市整備局市街地整備課が窓口となり、これまでの手続きとは異なる「仙台市公有財産」により処分する予定ですので、ご留意願います。

◆「換地処分公告後の手続き【換地】」について【重要・再掲載】

- ・換地処分公告後の手続きの、進捗状況は以下のとおりとなります。詳しい内容は12月10日にお送りした『清算金の徴収・交付手続きについて【手引書】』をご覧ください。



◆「清算金確定通知書の送付」等について【重要・再掲載】

○清算金確定通知書の送付について

- ・昨年12月10日に、「清算金確定通知書」を、清算金の徴収又は交付の対象者の方々にお送りしましたので、現在、この清算金確定通知書の内容に基づき手続きを進めております。
- ・この手続きについては、「清算金確定通知書」と一緒にお送りしました手続きに関する書類（下記記載書類）をご確認のうえ、ご不明な点などがございましたら、蒲生北部整備課までお問合せ下さい。

**【清算金確定通知書等 12月10日にお送りした書類】**

1. 清算金確定通知書及び清算金内訳書
2. 清算金の徴収・交付手続きについて（手引き書）
3. 徴収清算金の分割納付許可申請手続きのご案内（徴収対象者のみ）
4. 個人番号（マイナンバー）等の提供のお願い（交付対象者のみ）
5. 公共事業用資産の買取り等証明書の発行（交付対象者のみ）

※書類3. 4. 5. については、徴収される方と交付される方によってお送りした書類が異なりますので、ご注意願います。

**※なお、徴収清算金の分割納付を希望する方については、分割交付許可申請書の提出期限は1月20日でしたが、お忘れの方等は蒲生北部整備課までご相談下さるようお願いいたします。**

○徴収清算金に係る「債務引受」及び交付清算金に係る「債権譲渡」について

- ・清算金の対象者（換地処分公告時点）以外の方が、清算金を支払う場合は「債務引受」の手続きが必要となる一方、清算金を受取る場合は「債権譲渡」の手続きが必要となります。

- ・当該手続きが必要となる例として、土地の売買において、売買契約書等により当該清算金について、土地の売主が負担する旨の特約を付している場合や、相続により、債務又は債権を継承した場合などにおいて、手続きが必要となります。
- ・詳しくは、昨年12月10日にお送りしました「清算金の徴収・交付手続きについて【手引き】」をご確認のうえ、**3月1日**までに手続きを行って下さるようお願いいたします。

#### ◆交付清算金に係る手続きと供託等について【重要・再掲載】

##### ○交付清算金の手続きについて

- ・この手続きについては、令和4年1月14日付で「清算金交付通知書」と「請求書」の提出依頼を対象者の方にお送りしています。
- ・仙台市（施行者）は、交付清算金振込先などの必要事項を記載した「請求書」の受領後に、支払い手続きを進めることとなりますが、提出期限の2月4日が過ぎても、提出されていない方がいらっしゃいますので、お忘れの方等は、蒲生北部整備課までご相談下さるようお願いいたします。

##### ○期日内に「請求書」の提出がない交付清算金の取り扱いについて

- ・交付清算金の請求が期日まで提出されない場合は、当該清算金を法務局に「供託（預ける）」し、供託後の受取りについての手続きは法務局が窓口となり、供託された方（交付清算金を受け取る方。）が直接手続きを行うこととなりますので、ご留意願います。

##### ○交付清算金に係る税金などについて

- ・交付清算金（徴収及び交付双方があるときは、相殺前の交付額が対象）については、土地を売買した所得とみなされるため令和3年の課税対象となりますが、租税特別措置法に基づく特別控除の特例を受けられる場合があります。
- ・特例の内容や手続きなどについては、詳しくは、12月10日にお送りした「清算金徴収・交付手続きについて【手引き】」をご覧ください。

## ◆蒲生北部土地区画整理事業の完了を迎えるにあたって【新規】

### ○『完工式典』の開催について

・本事業は、これまで皆さまの多大なるご理解とご協力をいただきながら、東日本大震災の復興事業として、平成26年から8年の歳月を経て、今年度末をもって本事業の完了を迎えること心より感謝申し上げます。

つきましては、事業の完了を記念し、下記内容により『完工式典』を開催いたします。

・なお、完工式典には、多くの方々をお招きして行いたいところですが、新型コロナウイルス感染拡大の状況を踏まえ、一般の方々の参加は控えさせていただきますこと、ご理解願います。

1. 日 時：令和4年3月6日（日）午後1時～（約1時間程度）
2. 会 場：夢メッセみやぎ本館大ホール
3. 主催者：仙台市（施行者）

### ○完工碑及び文化財等案内板等の設置

・2号公園に本事業の完工碑と地区内の恵まれた自然や貴重な歴史的資源等を案内する総合案内板（日和山駐車場内にも。）を設置するとともに、埋蔵文化財包蔵地が存する場所に個別説明板（地区内4箇所・5枚）を設置しましたので、この地区に訪れた際は是非ご覧ください。

なお、現在養生期間中であり、公開は3月6日以降となります。



仙台市都市整備局 市街地整備部 蒲生北部整備課

住所：〒980-8671 仙台市青葉区二日町1番23号

二日町第四仮庁舎(アーバンネット勾当台ビル)3階

TEL:022-214-8031 FAX:022-214-1006 Email: fko002250@city.sendai.jp

